

## 2 監視・指導の強化

消費者行政の一元化を目的に消費者庁が設置されたことに伴い、京都府の関係課で消費者事故等の情報を共有するとともに、消費者あんしんチーム（注3）を充実させて消費者被害防止に取り組みます。

また、生産から消費までの一貫した監視、指導及び検査を行い、その結果を情報提供します。特に、食品衛生監視・指導に必要な体制及び機器を充実強化して、効果的な収去検査を実施するとともに、食品表示についても監視・指導の強化に努めます。

（注3）消費者あんしんチーム

社会的影響が大きい消費者事故や法令違反に機動的に対応できるよう、弁護士などの専門家等がケースに応じて参画する組織横断的なチームです。

### (1) 消費者被害の防止

#### ア 食の安心・安全緊急機動班の設置

府内で食の安心・安全を脅かす事態が生じた場合には、各広域振興局や本庁に関係職員により構成される食の安心・安全緊急機動班（注4）を消費者あんしんチームの中に設置して、食品事故に対して機動的かつ効果的に対応します。

（注4）食の安心・安全緊急機動班

事故米穀の不正規流通など、府民の食の安心・安全を脅かす事態が生じた場合に、機動的に対応できるよう緊急に設置する組織横断的なチームです。

#### イ 消費者事故等の情報の共有

消費者事故等に関する情報については、平成21年9月に設置された消費者庁で一元的に管理することとされていますが、京都府で探知した消費者事故等に関する情報は、確実に消費者庁へ提供するとともに、関係課で共有します。

一方、京都府で把握した食の安心・安全に関する情報については、内容に応じて市町村、関係機関、府民等へ周知するとともに、必要に応じて関係省庁、都道府県、市町村と連携して監視、指導等を行い、食に関する消費者への被害が最小限となることを目指した取組を進めます。

## ウ 関係機関との連携

京都食品表示監視協議会の開催など、食品表示担当部門や警察本部等  
の間で情報を共有したり、意見交換を行ったりすることにより、食品の  
産地偽装などについて、連携して監視・指導を実施します。



様々な相談を受け

## (2) 食品衛生管理対策

### ア 生産段階

農産物については、農薬の販売業者や使用者を対象とした立入検査を  
実施し、農薬の適正管理を行い、無登録農薬等の流通を防止し、農薬の  
安全な使用について指導するなど監視・指導を実施します。

また、肥料生産業者等を対象とした立入検査も実施します。

畜産物については、畜産農家に対する巡回監視・指導、予防検査等  
により、家畜伝染病予防対策を実施します。

水産物については、貝毒による食中毒を防止するため、新たに、原因  
となるプランクトンの生息状況等を調査し、水産物の安全性について監  
視・指導を実施します。



海水を採取してプランクトンを調査

## イ 流通段階

### (ア) 食品

食品等の収去検査の実施に当たっては、試験研究機関の検査体制の強化及び検査機器の充実により、検体数及び検査項目を拡充して、食品の検査を強化します。

食中毒が発生した場合には、緊急検査を実施して原因を究明し、健康被害の拡大を防止します。また、夏期の食中毒予防推進強化期間や年末の一斉取締期間には、より集中的な監視、指導等を実施します。

広域的に大量に流通する食品を製造する施設等を対象に食品衛生監視機動班を編成して監視・指導を実施します。



残留農薬等の検査

### (イ) いわゆる健康食品

健康食品と称して効能効果をうたったり、医薬品成分が加えられている無承認無許可医薬品について、販売業者への立入検査及びインターネット販売等の監視を実施します。

#### 数値目標

取 組	現 状 (H20年度実績値)	目 標 (H24年度)
農薬取締法に基づく立入検査件数(件/年)	263	270
肥料取締法に基づく立入検査件数(件/年)	3	10
家畜伝染病予防法に基づく検査実施頭羽数(千頭羽/年)	20	20
貝毒プランクトンの監視調査件数(件/年)	0	20
食品等の収去検査検体数(検体/年)	611	750
食品衛生監視機動班による立入検査回数(件/年)	40	40
無承認無許可医薬品の監視(インターネットを含む。)件数(件/年)	405	1,000

### (3) 適正な食品表示対策

食品関連事業者を対象とした研修会の開催及び食品表示指導者を活用した食品表示の適正化に向けた取組を推進します。

また、食品表示110番を通じて府民から提供のあった情報について調査等を実施するとともに、食品表示パトロールを実施して、食品の偽装表示、アレルギー物質の表示の欠落等について指導や啓発を実施します。

さらに、これまで外観上では判別できなかった品目の産地や品種の判別等が可能となるDNA検査等を実施するなど監視・指導を強化します。

新たに制定された米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）に基づく必要な取組を実施します。

#### 数値目標

取 組	現 状 (H20年度実績値)	目 標 (H24年度)
原産地表示等に係る指導・啓発店舗数(店/年)	225	300

#### (4) 家畜伝染病の予防対策の徹底及び監視体制の確保

家畜伝染病の迅速で的確な診断及び発生時の防疫体制を確保します。

日常的には、定期報告、簡易検査の実施等により食鳥肉に対する安心・安全を確保します。養鶏農家等への巡回指導を実施するとともに、養鶏農家のモニタリング検査や大規模な養鶏農家の鶏の抗体検査を実施します。

#### 数値目標

取 組	現 状 (H20年度実績値)	目 標 (H24年度)
全養鶏農家等(千羽以上)への巡回指導回数(回/年)	6(注)	4
全養鶏農家等(千羽未満)への巡回指導回数(回/年)	1	1
養鶏農家モニタリング検査実施戸数	毎月4戸	毎月12戸
養鶏農家全戸鶏抗体検査実施回数(回/年)	4	4

(注)平成20年度には、全国2箇所です鳥インフルエンザが確認されたため、臨時の巡回調査を2回実施したので、例年よりも回数が多くなっています。



畜産農家に対する巡回指導

養鶏場での検査材料採取



鳥インフルエンザの検査